

豊中エコショップ制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、廃棄物の発生抑制、減量化又は再資源化に取り組む店舗等を「豊中エコショップ」（以下「エコショップ」という。）として認定し、事業者の環境保全に対する意識の高揚を図るとともに、市民に事業者の取組について周知を行うことで、廃棄物の発生抑制、減量化又は再資源化の一層の推進を図り、併せて市内事業者のこれらの取組を支援することを目的とする。

(認定等運営組織)

第2条 エコショップの認定及び周知等本制度の運営については、豊中エコショップ制度運営協議会（以下「協議会」という。）が行うものとする。

(種別)

第3条 この要領に基づくエコショップの認定の対象は、本市の区域内に存する次の店舗等とする。

- (1) 直接消費者に物品の販売やサービスの提供を行う店舗
- (2) 飲食店
- (3) 前2号に該当する店舗又は飲食店を構成員の中に含む商店街、ショッピングセンター等商業団体

(申込み)

第4条 エコショップの認定を受けようとする店舗等は、エコショップ認定申込書（様式1）を協議会に提出するものとする。

(認定基準)

第5条 エコショップの認定基準は、別表に定める取組項目のうち、第3条第1号に該当するものについては5項目以上、同条第2号又は第3号に該当するものについては3項目以上該当している場合とする。

(認定の有効期間)

第6条 エコショップの認定の有効期間は、2年とする。ただし、初回の有効期間は、次条第1項の規定により認定した日から1年を経過した日の属する年度末とする。

(認定及び更新)

第7条 協議会は、第4条のエコショップ認定申込書の提出があったときは、当該申込書の内容の審査を行い、エコショップとして認定した場合は、申込者に認定証及びステッカーを交付する。

2 前条に規定する有効期間の満了後引き続き認定を受けようとするエコショップは、当

該有効期間の満了日の30日前までに、更新申込書兼取組み状況報告書（様式2）を協議会に提出するものとする。

3 前項の規定による認定の更新を受けなかった店舗等は、速やかにステッカーを協議会に返納しなければならない。

（ステップアップ認定）

第8条 協議会は、エコショップとしての取組実績を点検し、優れた取組を行っているエコショップを、2つ星エコショップ（シルバーグレード）として、また、取組内容が特に顕著である場合には、3つ星エコショップ（ゴールドグレード）として、ステップアップ認定できるものとする。

2 協議会は、更新時に提出される書類を参考に、ステップアップ認定を行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、前条第2項の規定による更新時以外にステップアップ認定を希望するエコショップは、取組状況についての報告書類を協議会に提出することができる。第1項の規定は、この場合について準用する。

（認定事項の変更）

第9条 エコショップの代表者は、申込書に記載した事項に変更が生じた場合には、速やかに変更内容を協議会に届け出るものとする。

（認定の取消等）

第10条 協議会は、エコショップが次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) エコショップから認定の取消しの申出があったとき。
- (2) エコショップの廃業が確認されたとき。
- (3) エコショップが第5条に規定する認定基準に該当しないと認められるとき。
- (4) その他認定店として適当でないと認められるとき。

2 前項の規定により認定の取消しを受けた店舗等は、認定証及びステッカーを協議会に返納しなければならない。

（ロゴマークの使用）

第11条 本制度を広く周知するため、ロゴマークを別途定めるものとする。

2 エコショップは、前項の規定により定められたロゴマークを使用して広告を行うことができる。ただし、販売する商品に付してはならない。

（補則）

第12条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は別に定める。
附則

- 1 この要領は、平成25年5月20日から施行する。